

旭川市福祉有償運送運営協議会の協議案件に係る事務処理等要領

(目的)

第1条 この要領は、福祉有償運送に関し旭川市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）において、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）の規定に基づき、福祉有償運送の登録等を申請する場合に実施する協議を円滑に進めるため、事務局が協議案件に係る事前に確認すべき事項等を定めることを目的とする。

(協議様式)

第2条 福祉有償運送の登録等を申請する団体（以下「運送団体」という。）についての協議は、事務局が運送団体要件確認表（様式第1号。以下「確認表」という。）をあらかじめ作成し、それに従って行うものとする。ただし、事務局は協議に必要と判断した場合、確認表に加えて他の資料を添付することができる。

(運送団体の確認)

第3条 事務局は、運送団体が次の各号に掲げるいずれかの団体に該当することについて書面により確認する。

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人
- (3) 認可地縁団体
- (4) 農業協同組合
- (5) 消費生活協同組合
- (6) 医療法人
- (7) 社会福祉法人
- (8) 商工会議所
- (9) 商工会
- (10) 法人格を有しない社団（営利を目的としない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であるものに限る。）

(運送対象旅客の確認)

第4条 福祉有償運送の対象となる旅客は、次の各号に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、規則第51条の25に規定する福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者が備える旅客名簿に記載されている者及びその付添人とし、事務局は、当該旅客の障害等の内容が記載された書類により確認を行い、必要に応じて運送団体が確認した証明書類等の提出を求めることができるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者

- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する知的障害者
 - (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
 - (5) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
 - (6) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
 - (7) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害及び学習障害を含む。）を有する者
- 2 前項第7号に掲げる者のうち、障害を挙証する書類がないものについては、旅客の障害等の内容が記載された書類に加えて、事務局は運送団体に移動困難申出書（様式第2号）を提出させることとし、第2条ただし書の規定に基づき、確認表に添付して協議会に報告する。

（運送の区域の確認）

第5条 運送の区域は旭川市内を単位とし、事務局は、旅客の乗車場所又は到着場所のいずれかが本市内にあることを書面により確認する。

（使用自動車の確認）

第6条 運送団体が福祉有償運送に使用する自動車は、次の各号に掲げる乗車定員が11人未満の自動車とし、事務局は自動車検査証により確認するほか、第1号から第4号までの自動車（以下「福祉自動車」という。）については、写真により設備等の確認を行うものとする。

- (1) 寝台車（車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車）
- (2) 車いす車（車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な車であってスロープ又はリフト付きの自動車）
- (3) 兼用車（ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車）
- (4) 回転シート車（回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車）
- (5) セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

（使用権限の確認）

第7条 運送団体が福祉有償運送に使用する自動車は、原則として当該団体が使用権限を有するものとし、事務局は自動車検査証で所有者及び使用者を確認する。ただし、運送団体以外の者が使用権限を有する自家用自動車を福祉有償運送に使用する場合には、事務局は運送団体と使用権限を有する者との間で締結された当該車両の使用に関する契約書の写し又は使用承諾書等を確認することとする。

（運転者の要件の確認）

第8条 福祉有償運送を行う運転者は、普通自動車第2種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は普通自動車第1種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者（当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡って2年以内に停止された者を除く。）であって、福祉自動車を使用する場合、次の各号に掲げる要件のいずれかを備えている者とし、事務局は運転記録証明書及び当該運転者の講習等の修了証明

書により確認する。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う事務所にあっては、当該事務所の代表者の宣誓書により確認できることとする。

(1) 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること。

(2) 前号に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

2 福祉有償運送を行う運転者が、福祉自動車以外の自動車を使用する場合は、前項に規定する要件のほか、次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次の各号に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させるものとし、事務局は運転記録証明書及び当該運転者の講習等の修了証明書により確認する。

(1) 介護福祉士の登録を受けていること。

(2) 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること。

(3) その他前各号に掲げる条件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(損害賠償措置の確認)

第9条 事務局は、福祉有償運送に使用する全ての自動車について、損害賠償措置が講じられていることを自動車保険証券により確認するものとし、補償内容は次の各号に掲げる全ての基準に適合していなければならない。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う事務所にあっては、当該事務所の代表者の宣誓書により確認できることとする。

(1) 対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険に加入していること。

(2) 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。

(3) 運送団体の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。

(運送の対価等の確認)

第10条 運送の対価は、運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であり、合理的な方法により算出され、かつ、明確であること及び営利を目的としているとは認められない妥当な範囲であることとし、事務局は、当該地域における一般旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を上限の目安とし、運送団体の運賃及び料金一覧表等により確認する。

(運行管理体制等の確認)

第11条 事務局は、運送団体の運行管理責任者の選任状況、点呼・報告・指示・記録等に係る指揮命令系統、整備管理責任者の選任状況、事故発生時の対応に係る責任者の選任状況及びその他連絡体制並びに苦情処理体制の整備状況を書面により確認する。更に事故防止及び安全確保についての必要な研修等の計画を確認するように努めるものとする。

2 5両以上の自動車を運行管理する場合は、次の各号に掲げる要件のいずれかを備える運行管理の責任者（事業者協力型自家用有償旅客運送を行う事務所にあっては、当該1号の要件を満たすものとする。）が、当該各号に定める自動車の数に応じて選任されていることを書面により確認する。

(1) 運行管理者資格者証の交付を受けている運行管理者 39両まで1人、以降40両ごとに1人

(2) 運行管理者試験の受験資格を有する者 19両まで1人、以降20両ごとに1人

(3) 安全運転管理者の要件を備える者 19両まで1人、以降20両ごとに1人

(欠格事由の確認)

第12条 事務局は、運送団体又は運送団体の役員が、次の各号に掲げる欠格事由に該当していないことについて、運送団体の代表者の宣誓書により確認する。

- (1) 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないとき。
- (2) 法第79条の12の規定による登録の取消しの日から2年を経過していないとき。
- (3) 未成年者である場合で、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当しているとき。
- (4) 法定代理人が法人である場合は、その法人の役員が前各号のいずれかに該当しているとき。

(その他)

第13条 事務局は、運送団体に対して、必要に応じ輸送実績、事故及び苦情処理に関する報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は平成28年12月12日に施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月8日から施行し、令和2年11月27日から適用する。